

3. パーソナルデータに関する検討会の検討状況

○第1回会合：9月2日

これまでのパーソナルデータに関する検討の状況と検討すべき論点の提示

- ・総務省、経産省、消費者庁よりこれまでの検討資料提示
- ・事務局より検討すべき論点を提示
- ・ワーキンググループ設置

○第2回会合：10月2日

第1回会合で事務局が提示した論点に対する各委員からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換

- ・安岡委員（ビジネス創出の観点）
- ・鈴木委員（ルール整備の観点）
- ・山本委員（センシティブ情報（医療情報）の観点）

○第3回会合：10月29日

第2回会合に引き続き、各委員及び参考人からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換。

- ・新保委員（国際的な観点から第三者機関の在り方（OECDガイドライン改訂含む））
- ・穴戸委員（第三者機関の組織構成・権限、及び憲法・国家行政組織法上の関係）
- ・伊藤委員（経済同友会からの意見）
- ・松岡・長田委員（消費者団体からの意見）
- ・参考人：第二東京弁護士会

○第4回会合：11月22日

第三回会合に引き続き、委員及び参考人からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換。

- ・椋田委員（経団連からの意見）
- ・参考人：新経済連盟

パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（事務局案）の提示・議論
技術検討ワーキンググループの検討状況報告

○第5回会合：12月10日

パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（案）の決定

技術検討ワーキンググループの報告、パーソナルデータ取得時にとるべき手続きに関する検討状況（経産省）

4. パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（案）

第5回検討会
資料より抜粋

1. 背景及び趣旨

- 情報通信技術の進展により、いわゆるビッグデータのうち特に利用価値の高いとされているパーソナルデータについて、個人情報保護法制定時には想定されていなかった利活用が行われるようになってきている。また、消費者のプライバシー意識が高まってきている一方で、事業者が個人情報保護法を遵守していたとしても、プライバシーに係る社会的な批判を受けるケースも見受けられる。
- 企業活動がグローバル化する中、国境を越えた情報の流通が極めて容易になり、国際的な調和を図る必要がある。
- 個人情報及びプライバシーの保護を前提としつつ、パーソナルデータの利活用により新ビジネスや新サービスの創出と既存産業の活性化が促進されるとともに、パーソナルデータが公益のために利活用される環境を整備する。さらに、事業者の負担に配慮しつつ、国際的に見て遜色のないパーソナルデータの利活用ルールの特明確化と制度の見直しを早急に進める。

2. 制度見直し方針の方向性

個人情報及びプライバシーを保護しつつ、パーソナルデータの利活用を躊躇する要因となっているルールの曖昧さ解消等を目指して行うべき制度見直しに関する主な方向性は以下のとおり。

- (1) ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し
- (2) プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し
- (3) グローバル化に対応する見直し

3. 制度見直し事項

(1) 第三者機関（プライバシーコミッショナーの設置）

- ・ 独立した第三者機関（いわゆる三条委員会）を設置し、パーソナルデータの保護と利活用に関する分野横断的な統一見解の提示、事前相談、苦情処理、立入検査、行政処分の実施などの対応を迅速かつ適切にできる体制を整備する。
- ・ その際、実効的な執行かつ効率的な運用が確保されるよう、社会保障・税番号制度における「特定個人情報保護委員会」の機能・権限の拡張や現行の主務大臣制の機能を踏まえ、既存の組織、権限等との関係を整理する。

(2) 個人が特定される可能性を低減した個人データの個人情報及びプライバシー保護への影響に留意した取扱い

- ・ 個人が特定される可能性を低減した個人データについて、個人情報及びプライバシーの保護への影響に留意しつつ、第三者提供における本人同意原則の例外として新たな類型を創設し、新たな類型に属するデータを取り扱う事業者（提供者及び受領者）が負うべき義務等を法定する。

(3) 国際的な調和を図るために必要な事項

<諸外国の制度との調和>

諸外国の制度や国際社会の現状を踏まえ、日本企業が円滑かつグローバルに事業を展開できる環境を整備するとともに、海外事業者に対する国内法の適用や新たに設置する第三者機関による国際的な執行協力等の実現について検討する。

4. パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（案）

第5回検討会
資料より抜粋

3. 制度見直し事項（つづき）

（3）国際的な調和を図るために必要な事項（つづき）

＜他国への越境移転の制限＞

グローバルな情報の利用・流通を阻害しないことと、プライバシー保護とのバランスを考慮し、パーソナルデータの保護水準が十分でない他国への情報移転を制限することについて検討する。

＜開示、削除等の在り方＞

取得した個人情報の本人による開示、訂正、利用停止等の請求を確実に履行できる手段について検討する。

＜パーソナルデータ利活用のルール遵守の仕組みの構築＞

第三者機関への行政処分等の権限付与・一元化、罰則の在り方等を検討し、パーソナルデータ利活用のルールを遵守する仕組みを整備する。

＜取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の取扱い＞

取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の要件(個人情報数5,000件以下)の見直しと、取扱いの際の負担軽減について検討する。

＜行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体が保有する個人情報の取扱い＞

行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体における個人情報の定義や取扱いがそれぞれ異なっていることを踏まえ、それらの機関が保有する個人情報の取扱いについて、第三者機関の機能・権限等の国際整合性等に配慮しながら、分野ごとに優先順位を付けつつその対応の方向性について検討する。

（4）プライバシー保護等に配慮した情報の利用・流通のために実現すべき事項

＜パーソナルデータの保護の目的の明確化＞

パーソナルデータの保護は、その利活用の公益性という観点も考慮しつつ、プライバシーの保護と同時に利活用を促進するために行うものであるという基本理念を明確にすることを検討する。

＜保護されるパーソナルデータの範囲の明確化＞

保護されるパーソナルデータの範囲は、実質的に個人が識別される可能性を有するものとし、プライバシー保護という基本理念を踏まえて判断する。また、「センシティブデータ」については新たな類型を設けて特性に応じた取扱いを行う。なお、高度に専門的知見が必要な分野におけるパーソナルデータの取扱いについては関係機関の対応等を検討する。

＜プライバシーに配慮したパーソナルデータの適正利用・流通のための手続き等の在り方＞

利用目的の拡大にあたって事業者が取るべき手続きや第三者提供における本人同意原則の例外規定の在り方、パーソナルデータ取得時におけるルールの充実について検討する。また、個人情報の漏えいやその他プライバシー侵害につながるような事態発生の危険性、影響に関する評価の実施、公表等について検討する。

4. 今後の進め方

平成26年6月までに、法改正の内容を大綱として取りまとめ、平成27年通常国会への法案提出を目指すこととする。